


所管部課	企画財政部行政管理課	部長	並木 俊則			
件名	東大和市民事業評価会議設置要領について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市民事業評価における外部評価会議設置要領（平成26年3月28日市長決裁）に基づき実施している外部評価について、その効力が平成29年3月31日をもって失われるが、行政評価の精度や実効性を高めるため、引き続き、市民や民間の視点を把握する会議を設置することとなった。このことから、これまでの外部評価会議の名称を改め、市民事業評価会議として、その設置要領を制定するものである。</p> <p>(1) 目的 東大和市民行政評価実施要綱第5条に規定する市民や民間の視点を把握する。</p> <p>(2) 構成 ・市長が指名した市民 4名以内 ・公募による市民 4名以内</p> <p>2. 施行日等 平成29年4月1日施行 平成35年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3. 影響及び効果 事業の方向性について、参考となる市民の意見を聞くことができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から2年間、市民による外部評価会議を試行実施した。 東大和市民事業評価における外部評価会議設置要領を平成26年4月1日に制定し、3年間実施した。 東大和市民事業評価における外部評価会議設置要領は、平成29年3月31日をもって効力を失う。 東大和市民事業評価会議設置要領制定 平成28年12月28日 市長決裁 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募に際し、地域、年齢、性別のバランスに配慮した上で、18歳以上の市民300名を抽出し通知することについて、平成29年1月25日に開催する個人情報保護審議会へ諮問する。 						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 要領の制定に伴い、「市民事業評価会議」を設置する。また、庁議終了後、市議会議員に対し、市民事業評価会議の実施について情報提供を行う。 						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。